
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 224 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 224 回金融商品専門委員会（2024 年 8 月 22 日開催）において、債権単位での信用リスクの著しい増大の判定に関する再提案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（正常先の取扱いに関する意見）

2. 様々な金融機関の状況や実務がある中でアプローチ 2 を採用した場合には引当が過少となるリスクがあるため、アプローチ 1 を採用するという方向性については理解できる。
3. 地域金融機関においては、正常先に区分される債務者に対する債権等について一律に SICR が生じていないと判断しても、引当の金額が過少となるリスクは低いと理解している。この点を踏まえると、アプローチ 1 を採用する場合、格付の随時見直し等によって正常先には信用リスクが十分に低い債務者が分類されている等の定性的な説明及び正常先と要注意先の貸倒実績率の比較等による定量的な分析により、正常先に区分される債務者に対する債権等に SICR が生じているか判定する実務を構築できることが望ましいと考えられる。
4. アプローチ 1 を採用する場合であっても、企業の判断によっては、正常先に区分される格付について「中間的な格付」や「SICR が生じているとみなす格付」に該当する内部格付が存在しないことがあるという点については結論の背景又は補足文書に記載してほしい。
5. 資料第 28 項(2)における SICR が生じていないと反証できる場合については、実務指針等において、資料別紙 2 の図を入れるように検討して頂きたい。
6. 新規取引先の実行年度の取扱い（当初貸付時から「SICR が生じているとみなす格付」に分類される債権の取り扱いを含む。）について、反証ができるかどうかについて明確化してほしい。

(アプローチ3をオプションとすることに関する意見)

7. 一般論として、会計基準にオプションを導入する場合、会計情報の比較可能性及び理解可能性の低下の問題並びに会計基準の複雑性の増加の問題が生じるため、これらの点も踏まえて検討してほしい。
8. アプローチ3をオプションとして導入するとしても、貸出金の平均残存期間の考え方に金融機関の間で差異がある現状に比して、会計情報の比較可能性の問題や会計基準の複雑性が増加するという点にはならないと思われる。
9. アプローチ3は予想信用損失の測定期間を全期間とする米国会計基準のCECLモデルと同じ考え方であると考え。一方、金融資産の減損に関する会計基準の開発においては、ステップ1の議論において、IFRS会計基準のECLモデルを基礎に検討を進めていくことに概ね了承を得ていると理解しており、この点も踏まえて検討すべきと考える。
10. 仮にアプローチ3をオプションとして導入する場合は、このオプションを恒久的なものとするのか、経過措置とするのかを検討する必要がある。また、オプションを選択する条件として、原則的な取扱いの適用が困難な場合に限る等の一定の制限を課すのか、制限を課す場合はその要件の充足をどのように判断するかという点も検討することが必要である。
11. アプローチ3を適用することで引当が過少となるリスクはなく、保守的に引当を積みたいという金融機関のニーズにも対応できる。また、金融機関の状況によっては、このオプションが会計基準導入の負荷軽減となる可能性もあると考える。このため、アプローチ3をオプションとすることに賛成する。

(破綻懸念先以下に対する債権の引当に関する意見)

12. 資料第41項に記載されている破綻懸念先以下に対する債権の引当手法について、会計基準や補足文書において引当手法を掘り下げて記載することを想定しているのか確認したい。

(予想信用損失の見積り期間に関する意見)

13. 現行の会計基準上「1-3年ルール」の規定はなく、今回開発する会計基準に取り入れることが難しいということは理解できる。
14. 現状、地域金融機関は「1-3年ルール」をベースに信用リスク管理を行っており、また、与信管理データベース上、特殊な商品の弁済についてデータがない場合もあり、平均残

存期間の導入には相当なコストがかかる。また、「1-3年ルール」はもともと平均残存期間の考え方から定められたものであり、定めた時点から大きな変化がないという整理ができるのであれば、「1-3年ルール」を残した方が会計基準の利用者にとっては便利であるとする。

15. 現状、平均残存期間での引当の見積りを行っている金融機関も導入時には相応の対応が必要だったと認識している。このため、予想信用損失の見積り期間を平均残存期間とすることを要求するのであれば、過度なコストがかからないように、各金融機関が保有しているデータの中で合理的に算出できるよう、財務諸表作成者やその監査人など実務全体として努力していく必要がある。
16. 資料第 51 項(2)における「リスク特性が類似した金融資産のグループ」について、具体的にどのようなものを想定しているか確認したい。

(貸倒実績率の利活用に関する意見)

17. SICR の判定において貸倒実績率をそのまま利用するのは困難であるということは理解できるものの、「SICR が生じている格付」を区分する際に定性的な要因も考慮するのであれば、貸倒実績率を利用することは可能ではないかと考える。ただし、具体的な方法について会計基準に記載することは難しいと考えられることから、実務に委ねるべきと考える。
18. 資料第 62 項に記載されている通り、引当金の金額の算定に関して、過去の貸倒実績率に将来予想情報等の調整を加えることによって、貸倒実績率を利活用することは可能であると考えており、この内容は会計基準等に記載すべきと考える。また、将来予測情報等の調整については、統計的に行うことが難しい場合も考えられるため、専門家の判断やマネジメント・オーバーレイを補足的に使用して行うことが許容される旨を明示すべきと考える。
19. 内部格付ごとの貸倒実績率が存在すれば、それを平均担保率等で割り戻し、実質的な PD を算出することも考えられる。このような貸倒実績率を利活用する方法を検討し、補足文書などで示すことが考えられる。

以上